

滋賀県消防広域化推進計画

《 概要版 》

推進計画の策定について

平成18年6月に消防組織法の一部が改正され、同年7月に「市町村の消防の広域化に関する基本指針」が定められた。

本計画はこれらに基づいて策定するものであり、策定にあたっては「滋賀県常備消防広域化検討委員会」からの提言を十分に踏まえたものである。

なお、広域化の対象となった市町が「広域消防運営計画」を作成し、基本指針に定められた期間内に広域化が実現できるよう、県として必要な支援を行うとともに、今後、広域化に向けて協議検討を進める中で、広域化対象市町の組合せ等に変更が生じた場合には本計画を変更するものとする。

第1章 市町の消防の現況および将来の見通し

1. 県内の消防本部の状況

11消防本部を7本部とする「滋賀県常備消防広域化基本計画」(平成10年度策定)により広域化が進められ、平成18年に湖北地域の4消防本部の広域化が実現されたが、愛知郡広域行政組合消防本部については広域化に至らず、現在、県内の消防体制は8消防本部となっている。

2. 消防の現況と将来の見通し

(1) 消防を取り巻く環境の変化

人口の増加、少子高齢化の進行、交通事故や高層建築物の増加、通信技術の向上、大規模災害発生への危険等により消防に対するニーズはますます高まっている。

しかし、県内市町の財政は非常に厳しい状況にあり、人口規模の小さい市町は今後さらに厳しい財政運営になることが予想される。

(2) 消防行政の変化

救急・救助業務の増加と高度化

救急・救助業務にかかる出場件数は飛躍的に増加しており、今後は、救急救命士や専門的な知識・技術を持った救助隊員の養成に加え、高規格救急自動車や高度な救助用資機材等の計画的な整備が求められている。

予防業務の増加

予防業務においては、危険物施設への立ち入り検査が大きなウエイトを占めてきており、消防職員に対する予防技術検定が創設されるなど、高度で専門的な知識・技術が必要とされている。

通信指令施設の高額化・高度化

通信指令施設の維持管理や更新については、情報通信技術が高度化する中でますます高額化しており、さらにデジタル方式に移行することとされている消防救急無線の整備にも多額の経費を要する。

また、携帯電話や電子メールの普及に伴い、より広い範囲を管轄する通信指令体制の整備が求められている。

財政基盤

本県の消防費の合計はほぼ横ばいで推移しているが、住民一人あたりの消防費は小規模な消防本部ほど高くなっており、今後、市町財政の状況がますます厳しくなることが予想される中で、より効果的で効率的な執行体制が求められている。

3. 消防行政の課題

(1) 全県に共通する課題

消防を取り巻く環境は大きく変化しており、消防行政に対する需要もますます増加、高度化することが予想される。

特に本県においては琵琶湖西岸断層帯による地震や東南海・南海地震の発生が危惧されているところであり、今後の消防ニーズに対応するためには、高度な資機材の整備や専門的な知識・技術を有する職員の育成が求められているが、消防の現状や財政面での厳しさを考えると相当な困難が予想される。

とりわけ、小規模な消防本部ではこのような傾向が顕著に現れることが予想される。

(2) 個別の課題

愛知郡広域行政組合消防本部については、基本計画策定後の市町村合併により2つの保健医療圏にまたがっているほか、救急業務に関わりの深い警察署の管轄区域とも一致しない結果となっている。

また、東近江市については、同一市内でありながら2つの消防本部が区域を管轄する状況となっている。

第2章 市町の消防の広域化に関する基本的な事項

1. 国の方針

(1) 広域化を推進する必要性

小規模な消防本部においては十分な消防力の維持が困難な状況にあり、これを克服するためには、広域化により行財政上のスケールメリットを実現することが有効である。

(2) 広域化の基本的な考え方

- ・ 広域化によって消防本部の対応力が低下するようなことがあってはならない。
- ・ 広域化の対象はいわゆる常備消防であって、消防団はその対象ではない。
- ・ 広域化は、消防関係者のコンセンサスを得ながら進めていく必要がある。

(3) 広域化を推進する期間

都道府県の推進計画の策定の期限は平成19年度中、市町村の消防の広域化の実現の期限は推進計画策定後5年以内（平成24年度まで）を目途とする。

(4) 消防の広域化の組合せに関する基準

- ・ 一般論として消防本部の規模が大きいほど組織管理、財政運営等の観点からも望ましい。
- ・ 管轄人口の観点から言えばおおむね30万人以上の規模を一つの目標とすることが適当である。ただし、各市町村は、地理的条件、広域行政、地域の歴史、日常生活圏、人口動態等の地域の事情を有しているため、これらに対する十分な考慮が必要である。

2. 本県における考え方

今後の消防ニーズに対応するためには、本県においても消防本部の広域化を図り、スケールメリットを活かして消防体制の強化を図る必要がある。

なお、広域化の具体の検討にあたっては次の点について十分な配慮が必要である。

(1) 消防救急無線のデジタル化

消防救急無線は平成28年5月までに現在のアナログからデジタル方式に移行することが決定しており、この更新には多額の費用を要することから、県内で仕様の統一化を図り、広域化・共同化に向けた運用方法について検討中であること。

(2) 地理的条件

本県は中央に琵琶湖が位置するという地理的条件があるが、このことは広域化の組合せを検討するにあたって制約となる一方、電波条件において有利性もあること。

第3章 広域化対象消防本部の組合せ

1. 広域化の組合せについて

地理的条件などを参考に複数のパターンを想定してそれぞれのメリット・デメリットを比較検討すると、2消防本部案から4消防本部案のいずれにおいても10万人未満の小規模消防本部が解消されるメリットはあるものの、琵琶湖を擁するという地理的特性などから、広域化のメリットが期待しにくく、現実的には実現は困難であると考えられる。

しかし、全県1消防本部案については、広域化の本来のメリットについて最大効果が得られるとともに、大規模災害にも柔軟に対応できる利点がある。

さらに、平成28年5月までにデジタル化に移行することとされている消防救急無線についても、全県1消防本部体制への広域化と並行して検討することが最も効果的である。

したがって、本県の地理的特性などを考えると、現場部門である消防署所等の体制は現状を維持しつつ、総務部門や指令業務部門において全県を1消防本部体制に一元化し、広域化のメリットの最大化が図れる「全県1消防本部案」が最も望ましいものと考えられる。

2. 全県1消防本部案の実現に向けて

全県1消防本部案については、現状では検討すべき課題が多数あり、国の基本指針で示された計画期間内（平成24年度まで）にこれを実現することは相当困難であると考えられることから、平成28年度の消防救急無線のデジタル化の対応期限までには実現できるよう、市町や消防本部、消防団等の消防関係者の参画を得ながら、検討していく必要がある。

3. 個別の課題の解消について

愛知郡広域行政組合消防本部はいくつかの喫緊の課題があり、全県1消防本部体制の早急な実現が困難な中で、その課題解消は急務であることから、今回の推進計画で広域化の対象とする必要がある。

(1) 市町単位での広域化

旧愛知郡全体を勘案して本部・署所が整備されているため、市町を単位として現在の消防本部を分断するような広域化はデメリットが多く、広域化の方向として望ましくない。

(2) 消防本部単位での広域化

現在の消防本部単位で広域化する場合、東近江市域を2つの消防本部が管轄するという二重行政状態が解消できること、同じ運営方式のため比較的協議が整いやすいこと、県内の広域応援ブロックと一致することなどから、東近江行政組合消防本部との広域化が望ましいと考えられる。

よって、愛知郡広域行政組合消防本部は、本県の常備消防の広域化に関する課題の解決につながる東近江行政組合消防本部と広域化を推進する。

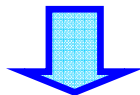
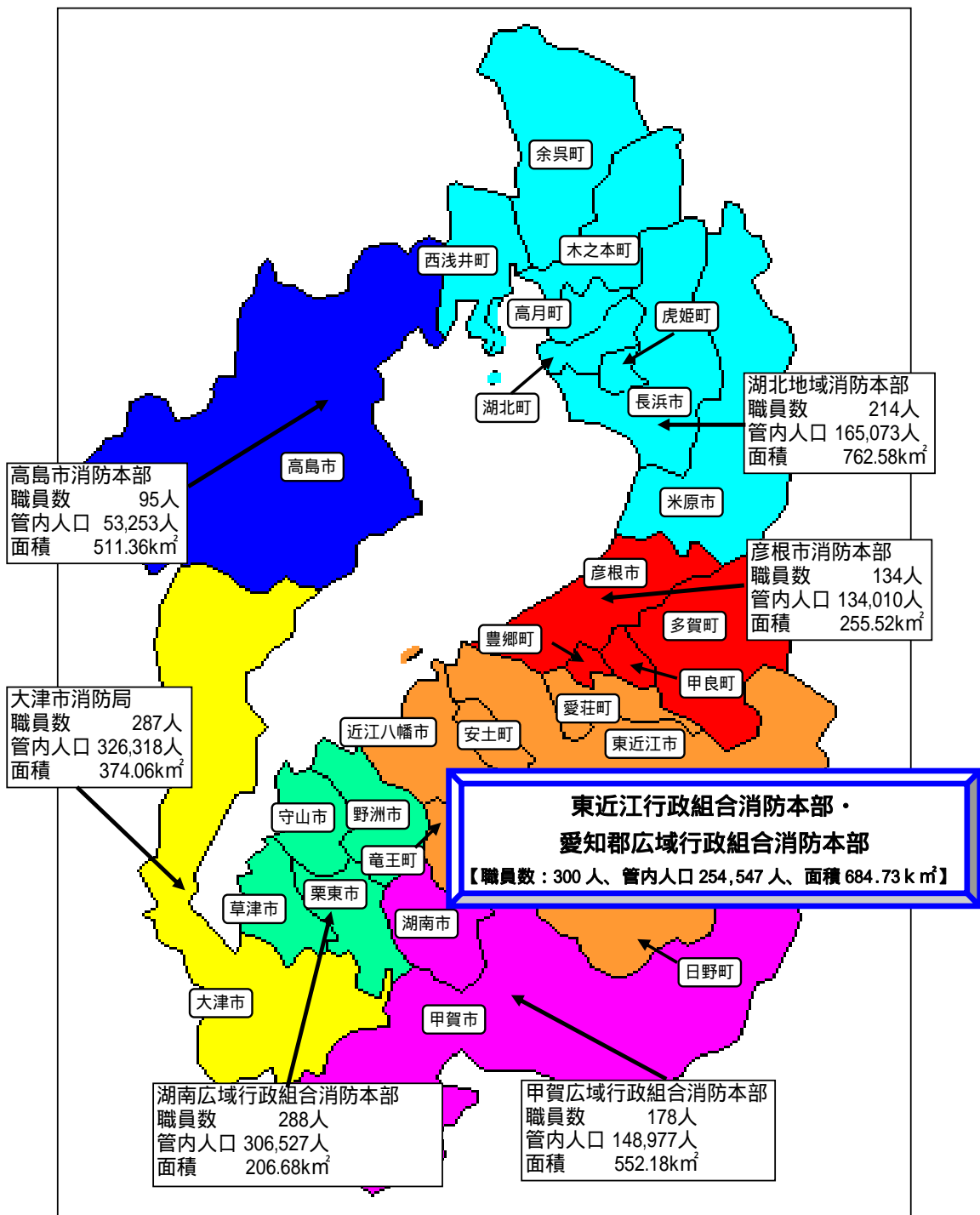
第4章 自主的な市町の消防の広域化を推進するために必要な措置に関する事項

本推進計画に基づく消防広域化の推進のため、県において次の措置を実施する。

1. 住民および関係者に対する情報提供等
2. 市町への支援等
3. 構成市町間の協議の積極的な推奨、仲介、調整等

第5章 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項

1. 広域化後の消防においては一元的な部隊運用、事務処理等が行われることが重要である。
2. 広域化後の消防の円滑な運営の確保のため、必要な事項について、構成市町間においてあらかじめ協議の上、事前に決定しておくことが必要である。
3. 広域化後の消防本部と消防団および構成市町の防災担当部局等との緊密な連携の確保を図るため、関係部局、関係機関が事前に十分に検討しておく必要がある。



将来の姿 = 全県 1 消防本部 (平成 28 年度)
【職員数：1,496 人、管内人口 1,388,705 人、面積 4,017.36 km²】
 琵琶湖の面積含む。